

「民間支援団体ならではの」の支援を

社団法人埼玉犯罪被害援助センター(埼玉県さいたま市)

円滑な連携によるきめ細かな直接支援

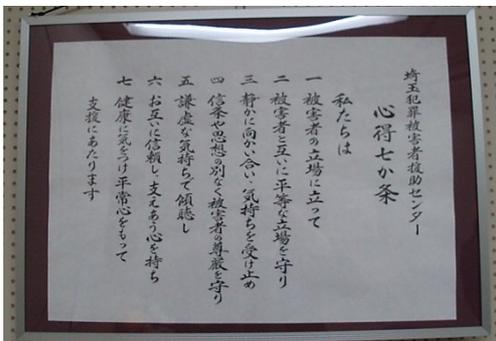
埼玉犯罪被害援助センター(愛称:彩の国サポートセンター)は、平成14年に設立、平成16年に社団法人となり、平成17年には公安委員会より犯罪被害者等早期援助団体に指定されている。



専務理事兼事務局長 行田章さん

埼玉被害者援助センターでは、「心得7か条」にも見られるように、「被害者の立場に立つこと」をモットーに形式にとらわれない支援活動を行っている。「直接的支援の枠を超える支援も臨機応変に行っています。ある方は、交通事故で配偶者を亡くし、幼い子供を養わなければならなくなりました。お子さんの幼稚園への送り迎え、買い物のお手伝い、弁護士さんへの相談、行政機関への付添いのお手伝いもしたこともあります」(行田さん)。

センターでは、相談面接室を事務局とは別室にすることにより、出来るだけ被害者のプライバシーや心情を守るといった細やかな体制も構築している。



埼玉被害者援助センター 心得7か条



面接室の様子

被害者への経済的援助の充実

埼玉犯罪被害者援助センターの特徴の一つは、被害者への経済的援助であり、平成21年では、直接的支援368件の内、283件で経済的援助を行っている。「被害者の中には、犯罪被害者給付金等の対象とならない方も多くいます。善意無過失の被害者が犯罪にあった上に、経済的損害を被る事から救ってあげたいという思いで経済的援助を行っています。形式にとらわれない支援活動は、民間団体であるからこそ可能なことだと思っています」（行田さん）。

例えばDV被害者の緊急避難場所としての宿泊費援助を行っている。「緊急避難場所としての宿泊施設は、被害者のニーズに合わせてそのたびに決めます。宿泊費については、普通の宿泊施設であれば連泊することも可能です。」（行田さん）。

経済的援助は、警察や県の対応は困難です。そんなときに、誰かが手を差延べることも必要なのです。DV被害等の場合には、1円のお金も持たずに着の身着のまま助けを求めてくるケースもある。



事務局の様子

「性犯罪では、警察に被害届を出さないと事件として扱われませんが、被害者の中には警察には届けず、一人で悩んでいるケースも多いのです。」（行田さん）。支援センターでは、そのような方に被害者支援を担当する弁護士を紹介して、法律相談を援助するといった事も行うという。まさに、民間団体であるからこそ可能な、大胆かつ被害者の実情に沿った支援体制と言えよう。

連絡先

社団法人埼玉犯罪被害者援助センター

電話：048-834-8081 FAX：048-834-8081

住所：330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和
5-6-5 浦和合同庁舎4階

URL：<http://www.svsc8080.jp/>